

令和3年度通所介護指摘事項一覧

9事業所中

番号	分類	指摘内容(文書指摘)	根拠法令	指摘数
1	勤務体制の確保	ハラスメント対策について必要な措置が講じられていませんでした。事業者の方針等の明確化、相談窓口を設ける等必要な措置を講じてください。	都条例第111号第103条第4項、 都条例施行要領第3の6の3(2)④	6
2	生活相談員の配置	生活相談員として、必要な時間数が確保されていない日がありました。指定通所介護の提供日ごとに、生活相談員の必要な時間数を確保できるよう配置してください。	都条例第111号第99条第1項第1号、 都条例施行規則第141号第17条第1項 第1号	1
3	給付費の算定 (個別機能訓練加算)	個別機能訓練計画を作成後、3か月に1回以上利用者の居宅を訪問していることが確認できない事例がありました。適切な算定となるよう介護給付費及び利用者負担分の過誤調整を行ってください。	厚労省第19号別表6の注11、 老企第36号第2の7(11)①	1